

**公告**  
**(参加意思確認公募)**

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2019 年度に実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：野村 岬）宛にお願いします。

2019 年 5 月 31 日

独立行政法人国際協力機構  
筑波センター 契約担当役  
所長 渡邊 健

2019 年度青年研修「マレーシア／母子保健実施管理コース」の業務委託契約に係る  
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 筑波センター（以下「JICA 筑波」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、マレーシアから母子保健行政に携わる行政官等を中心として日本に招いた青年層に対し、所定の開発支援目標を達成するべく、母子保健に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 栃木県国際交流協会（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 筑波所管地域において、母子保健分野に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請できることなどから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2019 年度青年研修「マレーシア／母子保健実施管理コース」業務委託契約
- (2) 業務の目的：2019 年度青年研修「マレーシア／母子保健実施管理コース」の実施
- (3) 業務の実施方針及び留意事項：研修委託業務概要(別添)のとおり
- (4) 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (5) 履行期間：2019 年 10 月 4 日～2019 年 12 月 20 日（予定）  
※詳細は契約交渉にて決定
- (6) 業務実施場所：栃木県を主とし、必要に応じ研修旅行（県外を含む）を実施。

## 2 応募要件

### (1) 基本的要件：

- ① 公示日において、平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有し、業種区分「役務の提供等」を保持し、「A」「B」「C」または「D」の認定等級（格付）に格付けされている者。（以下「全省庁統一資格者」という。）

なお、全省庁統一資格保有者でない者で本業務の実施を希望する者は、当機構における競争参加資格簡易審査を受けることができます。詳細は下記「3. 競争参加資格の確認等」をご確認ください。

- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、様式 1「参加意思確認書」を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、様式 2「誓約書」の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等(実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員(暴力団員ではなくなったときから 5 年を経過していない者を含む。)、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

ウ. 提出者又はその役員等が自己、当団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。

オ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 提出者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他提出者が、東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

① 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。(A4 サイズ、1~2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)

② 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保

ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

### 3. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記2. に掲げる応募要件を満たすことを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

\* 提出書類について：各種フォーマットは下記(参考)にある URL から入手ください。

(1) 上記2. (1) ①に該当する全省庁統一資格者である者

① 参加意思確認書(様式1)

② 競争参加資格確認申請書

注：情報シートの提出は不要です。フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 全省庁統一資格審査結果通知書(写)

④ 誓約書(様式2)

(2) 全省庁統一資格者でない者で、当機構による競争参加資格簡易審査を受けている者

① 参加意思確認書(様式1)

② 競争参加資格確認申請書

注：情報シートの提出は不要です。フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 当機構競争参加資格簡易審査結果通知書(写)

④ 誓約書(様式2)

(3) 全省庁統一資格者でないもので、当機構による競争参加資格簡易審査を受けていない者

① 参加意思確認書(様式1)

② 簡易審査申請書(様式は JICA 筑波担当までお問い合わせください)

法人名、代表者役職名、代表者氏名、本店住所は登記事項証明書と同一の記載とすること。

③ 登記事項証明書(写)(発行日から3ヵ月以内のもの)

法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」。

④ 財務諸表(写)(決算が確定した直近1ヵ年分のもの。法人名、決算期間が記載されていること)

貸借対照表、損益計算書を含む、法人名および決算期間が記載されているもの。設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要。

⑤ 納税証明書(その3の3)(写)(発行日から3ヵ月以内のもの)

⑥ 誓約書(様式2)

なお、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で利用するこ

とはない。また、一旦提出された申請書等は返却しない。

(参考) 競争参加資格確認申請書、簡易審査申請書

・ 国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

・ 競争参加資格確認申請書フォーマット

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

#### 4 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2019年6月14日(金)午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6 (独)国際協力機構 筑波センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776 担当:野村 岬
	提出書類	上記3. 競争参加資格の確認等 参照
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください。)
(2) 審査結果の通知	通知日	2019年6月21日(金)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求期限	2019年6月28日(金)午後4時まで
	請求場所	上記(1) 提出場所と同じ
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください。)
	回答予定日	2019年7月12日(金)
	回答方法	郵送

#### 5 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記4(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：独立行政法人国際協力機構 筑波センター 研修業務課

電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776

野村 岬 (Nomura.Misaki2@jica.go.jp)

以上

2019 年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
筑波センター契約担当役  
所長 渡邊 健 様

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印

2019 年度青年研修「マレーシア／母子保健実施管理コース」に係る参加意思確認公募について、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付してください。）

#### 2 応募要件に関する記述

##### (1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。サイズ：A4 縦、記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「3. 競争参加資格の確認等」\* 提出書類についてを参照し必要書類を添付してください。

##### (2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

##### (3) その他組織概要等のわかる資料を添付してください。

以上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
筑波センター  
契約担当役 殿

2019 年度青年研修「マレーシア／母子保健実施管理コース」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名  
役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事

業者編) 」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上

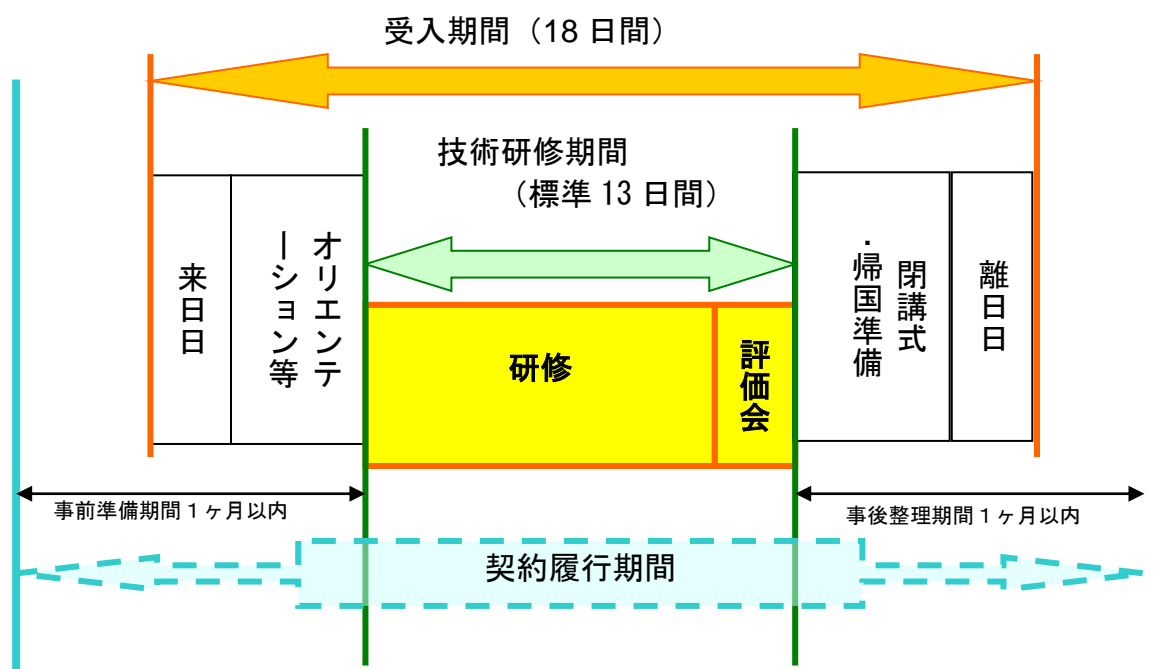


## 2019年度青年研修「マレーシア／母子保健実施管理コース」 研修委託契約業務概要

### 1. 青年研修事業について

青年研修事業は、開発途上国の将来を担う青年層（20歳～35歳程度）を日本に招き、それぞれの国における開発課題（行政、教育、農業、社会福祉、経済、保健医療、環境及び情報通信など多岐にわたる専門分野）について日本の経験、技術の基礎的理解を付与する研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業です。

研修の実施においては、JICAが先方政府との調整等全体管理を行います。日本国内における実際の研修プログラムの実施・運営は、上記の専門分野において専門的な機関とのネットワークや地域の特色を活かして研修成果を着実に得ることができる団体が、JICAとの業務委託契約を締結することにより実施しています。研修プログラムは、各地域の特性、専門性を活かした講義や視察、実習のほか、同じ専門分野に携わる同世代の日本人関係者との意見交換会などから構成されます。委託契約による研修プログラムの期間は標準13日間です。



※図は標準受入期間となります。「オリエンテーション等」及び「帰国準備・閉講式」については、日程の都合上、他の研修プログラムと合わせて技術研修期間中に実施することがあります。

### 2. 当該研修コースの概要

#### (1) 研修コース名

2019年度青年研修「マレーシア／母子保健実施管理コース」

#### (2) 研修員

- 1) 定員：12名
- 2) 研修対象国：マレーシア
- 3) 研修対象組織・対象者：母子保健医療に従事する保健所職員、看護師、助産師等

- (3) 研修受入期間：2019年11月4日から2019年11月21日まで  
技術研修期間：2019年11月5日から2019年11月20日まで  
(※「オリエンテーション等」及び「帰国準備・閉講式」は技術研修期間に含めて実施予定)

(4) 研修目的

1) 案件目標

母子保健医療行政における日本の経験、周産期医療を中心とした母子保健医療の内容、及び母子保健手帳の活用状況を理解し、本国への適用性を検討する。

2) 期待する成果

- ・日本の母子保健医療が発展した歴史/経験や文化/社会的背景を理解する。
- ・日本における周産期医療を中心とした母子保健医療分野の技術/制度及び母子保健手帳の活用状況に関する知識を得る。
- ・研修内容をふまえ、本国の課題解決への適用性を検討する。

(5) 案件の背景（対象国のニーズ等）

マレーシアでは、プライマリーヘルスケアの一環として母子保健対策を挙げ、妊産婦指導、栄養指導、予防接種に力を入れるほか、学校保健、家族計画活動等も行っている。特に、周産期の母子保健は最重要課題のひとつと捉えられており、妊婦健診、産後の母児健診、家庭訪問等の活動にも力を入れている。

乳幼児死亡率は、1970年以來工業化が進み、生活水準と公衆衛生の向上とともに、予防接種や経口補水等の小児保健サービスが広く農村地域においても利用可能になったことから、1965年には対1,000人出生あたり48.5人であったが、2016年には6.7人、5歳未満死亡率も、70.2人から8.1人に、それぞれ大きく低下した（2017年、厚生労働省）。しかし、都市と農村では格差があり、西部のマレー半島に比べ、東部のサバ州とサワラク州では乳幼児死亡率が高くなっている。また、妊産婦死亡率は10万人出産あたり29.1人（日本は5人）と依然として改善の余地がある（2017年、厚生労働省）。

したがって、乳幼児及び妊産婦死亡率を低下させるためには、医療従事者の知識・技術の向上と医療施設の拡充が必要であるが、同時に母子保健手帳を活用した周産期医療及び妊産婦支援を従来よりも更に推し進めていく必要がある。

本研修は、マレーシアの母子保健医療関係者に対し、主に日本における母子保健医療の経験、特に乳幼児・妊産婦死亡率の低下の歴史及び周産期医療について学ぶ機会を提供し、自国の現状を分析し、本国への適用性を検討することを目的として実施する。

(6) 活動例

以下についての講義・演習・視察等。

- 国、県及び市町村の行政上の役割分担
- 県または市町村における母子保健医療政策の立案・実施体制・活動
- 母子保健医療体制整備の歴史
- 母子保健医療実施体制と医療サービスの実際（中核病院、産婦人科病院、助産院、等）
- 学校における保健衛生教育

### 3. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理

- ③ 研修員選考にかかる協議
- ④ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 研修監理員との調整・確認
- ⑥ コースオリエンテーションの実施
- ⑦ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑧ 研修員の技術レベルの把握
- ⑨ 各種発表会の実施
- ⑩ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑪ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑫ 評価会への出席、実施補佐
- ⑬ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑭ 反省会への出席
- ⑮ 講義、視察の評価
- ⑯ 研修員の目標達成度に関する評価

(2) 講義（討議・演習含む）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（印刷を含む）
- ⑤ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑥ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認、研修員に配布する「著作物の利用条件同意書」の作成
- ⑦ 講義等実施時の講師への対応
- ⑧ 講師謝金の支払い
- ⑨ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑩ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保と視察依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
- ② 視察先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 研修実施結果の評価・分析（案件目標の達成度確認含む）
- ② 業務完了報告書及び経費精算報告書の作成

(5) 留意事項

- 当機構は、本研修コース実施にあたって、英語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は、講義、演習・実習及び視察・研修旅行時の通訳を兼務します。
- 研修員の多くがイスラム教徒のため、研修期間中は食事（豚肉不可）やお祈りへの配慮が必要となります。
- 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性もあります。

以 上